

【地域生活支援事業(入浴サービス)の概要】

サービス名	サービス内容	指定事業所数
訪問入浴	移動入浴車にて居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。	5 事業所
施設入浴	障害福祉サービスを提供する事業所のうち入浴設備のある施設で入浴の介護を行う。	1 事業所

【経緯と現状】

○令和2年度、サービス利用者のいる訪問入浴サービス2事業所が箕面市でのサービス提供から撤退するとの意向あり、令和3年度に、訪問入浴の報酬単価を増額（7,500円/回 → 12,560円/回）。

《撤退意向の理由》

- ①箕面市の訪問入浴サービスの報酬単価が近隣他市に比べて低い。
  - ②報酬単価が低い上、箕面市は近隣他市に比べ支給量（3回/週（月15回/月））が多く、実際の利用回数も多い。
  - ③若い利用者が多く、日中活動系のサービスから帰ってきてから、夕方以降に訪問入浴サービスを提供することになる。
- } 左記②～③により、報酬単価が低いと事業運営が困難。

○報酬単価を増額しても、下記の理由から訪問入浴サービス事業所が増える見込みがなく、今後利用が増えればサービス提供の継続が困難。

- ①箕面市内に「介護保険における指定訪問入浴介護事業者」（地域生活支援事業(訪問入浴サービス)事業所指定要件)がない。
- ②箕面市の指定を受けていない近隣他市の訪問入浴サービスの事業所（5事業所）も、人員不足・車両不足・巡回ルートの問題等により新規参入が難しい。
- ③高齢者の入浴支援は、デイサービスでの入浴や、訪問看護でのシャワー浴で対応するケースが多いため、今後、箕面市の地域生活支援事業（訪問入浴サービス）の指定要件である、「介護保険における指定訪問入浴介護事業者」の事業所の増加が見込めない状況。
- ④地域生活支援事業（訪問入浴サービス）だけでは事業所運営が困難なため、指定要件を見直したとしても、事業所の増加は見込めない状況。

現行制度運用の課題

報酬改訂にあたり、訪問・施設入浴サービス利用者の入浴状況を確認したところ、訪問・施設入浴サービスでしか入浴機会がない者がいる一方、訪問・施設入浴サービス以外のサービスで入浴可能な者の訪問・施設入浴サービスの支給決定を認めていることにより、入浴機会についての不公平が生じている

→ 課題に対応するための見直し案について、令和3年第3回 箕面市障害者市民施策推進協議会にて2案を提示

- 自宅での浴槽利用はできないが自宅でシャワー浴ができるかたの対応について（シャワー浴を入浴とみなす / 入浴とみなさない）
- 現利用者の経過措置期間（2年間 / 3年間）

【地域生活支援事業(入浴サービス)の見直し内容について】

現行制度運用の課題解消に向け、訪問入浴・施設入浴サービスでしか入浴できない人の入浴機会を保障することを目的に、地域生活支援事業(入浴サービス)の対象者見直しを行うこととする。

《地域生活支援事業「入浴サービス事業」利用要件 新旧対照表》

	現行	新制度(案)
対象者	<p>①市内に居住する身体障害者(※)で、居宅において、家族の介助だけでは入浴が困難な者。 ただし、訪問入浴にあつては、介護者の立会いが可能な者。</p> <p>②対象者が介護保険法の規定による入浴サービスを受けることができるときは、当該サービスを優先する。</p>	<p>次の①～③すべてを満たす者を対象とする。 なお、<u>入浴は浴槽浴であり、シャワー浴は含まないものとする。</u></p> <p>①&lt;&lt;要件変更&gt;&gt; 市内に居住する身体障害者(※)で、居宅(グループホームを含む)において、支援者(家族・ヘルパー等)の介助を受けても、身体的な理由により入浴が困難な者。</p> <p>②&lt;&lt;要件変更&gt;&gt; 介護認定を受けていない者</p> <p>③&lt;&lt;要件追加&gt;&gt; 訪問入浴・施設入浴以外の代替サービス(生活介護等)での入浴が3回/週に満たない者。</p>
支給量	<p>訪問入浴+施設入浴=3回/週(15回/月) (居宅介護、生活介護等での入浴は回数に含めない。)</p>	<p>訪問入浴+施設入浴=3回/週(15回/月) <u>ただし、訪問入浴・施設入浴以外の代替サービス(生活介護等)での入浴回数と合わせて上限3回/週とする。</u></p>
自己負担額	<p>・課税 :1割負担/回 ※負担上限額:4,000円/月 ・非課税・生保:0円</p>	<p>現行どおり</p>

※居宅で寝たきり又は日常生活の大半を介護されているかたで、下肢又は体幹機能障害により身障手帳1・2級の18歳以上のかた等

※別紙「地域生活支援事業(訪問+施設入浴サービス)新制度フロー(案)」参照

【新制度施行予定】

令和4年4月1日

※現利用者については、経過措置期間(3年)を設け、令和4年度から令和6年度にかけて順次、利用方法調整予定。